## 第733号 令和2年12月18日



(公財)水道技術研究センター

〒112-0004 東京都文京区後楽 2-3-28 K. I. S 飯田橋ビル 7F

TEL 03-5805-0264, FAX 03-5805-0265

E-mail jwrchot@jwrc-net.or.jp URL http://www.jwrc-net.or.jp

# 水道料金、水道メーター等に関する国内外の歴史 (その2)

## 4. 度量衡法施行令改正について(検定有効期間など)

水道メーターに関する法規制については、水道ホットニュース第732号「水道料金、水道メーター等に関する国内外の歴史(その1)」の「2. 横浜市における水道料金制度等の経緯」で触れたように、横浜市が全計量制移行を完了した翌1928年(昭和3年)10月に度量衡法施行令が改正され、水道メーターも取引証明用計器として法規制を受けることになった。

#### (参考) 我が国の計量規制の歴史と変遷

1891年(明治24年)度量衡法制定

- ① 尺貫法とともにメートル法を公認。「尺と貫」を基本とする。
- ② 営業に使用する計量器を検定対象とし、製造事業者・販売事業者は免許制

1910年(明治43年)電気測定法制定電気計器の検定開始

1966年(昭和41年)計量法改正(明治以来の計量器規制改正)電気測定法との統合

1993年(平成5年) 計量法全面改正(現行計量法の制定)

(出典) 我が国の計量規制の歴史と変遷

https://www.meti.go.ip/shingikai/keirvogvoseishin/pdf/g50913a42i.pdf

1928年(昭和3年)10月の度量衡法施行令改正(改正日:昭和3年9月11日付け、勅令第229号)については、昭和3年9月12日付の官報に掲載されている。(なお、施行日は昭和3年10月1日とされた。)この度量衡法施行令改正では、「水量メートル(現在の水道メーター)」を規制対象とするとともに、検定有効期間を6年と定めた。なお、「瓦斯メートル」の検定有効期間は5年とされた。

#### (度量衡法施行令改正--抜粋-)

度量衡法施行令中左ノ通改正ス

第七条第二項ニ左ノー号ヲ加フ

六 水量「メートル」

第九号中「第一号」ヲ「第一号及第四号」ニ改メ第四号ヲ左ノ如ク改ム

四 水道事業者水量「メートル」ニシテ検定ノ有効期間内ニ在ルモノヲ修復シタルトキ (中略)

第三十六条ノニ 瓦斯「メートル」及び水量「メートル」ノ検定ノ有効期限ハ検定証印ヲ附シタル月ノ翌月一日ヨリ起算シ瓦斯「メートル」ニ在リテハ五年ノ末日、水量「メートル」ニ在リテハ六年ノ末日トス

(以下「略」)

### (参考) 昭和3年9月12日付け官報(抜粋)

百 工 大 位 中植徒五郎	į.	所用:○里大豆 男辞 田中 &		<b>卸</b> 名 <b>卸</b>
	(三)水量「メートル」	第三表中(ハ)瓦斯「メートル」ノ項ノ次ニ左	(ホ)水道 メートル」	物を第二百二十九號 動を第二百二十九號 東量術法施行令中左ノ通政正ス 度量術法施行令中左ノ通政正ス 「農商務大臣」デ「海工大臣」二改ム 第七條第二項ニ左ノ一號ヲ加フ 六、水量「メートル」 第九條中「第一號」ラ「第一號及第四號」三改 第九條中「第一號」「メートル」ニシテ檢 定ノ有效期間內ニ在ルモノヲ修覆シ 第九條第四號ノ修復ノ範圍へ商工大臣ノ定 第九條第四號ノ情復ノ範圍へ商工大臣ノ定 第九條第四號ノ所のノ五」ヲ側リ 同項ノ次 一次アル度景衡ノ計量ニ使用シ又へ使用 三於ケル度景衡ノ計量ニ使用シ又へ使用 二於ケル度景衡ノ計量ニ使用シ又へ使用 二於ケル度景衡ノ計量ニ他用シ又へ使用 ニ於ケル度景衡ノ計量ニを 一代スル為所持スルコトヲ得 二次二十ル」ノ項ノ次ニ左ノー項ヲ加フ

第三十六條ノ二 瓦斯「メートル」及水量 第三十一條中衡器第二十五號及第二十五號 ノニヲ左ノ如ク改ム 官報 ヲ附シタル月ノ翌月一日ヨリ起韓シ瓦斯 Ħ. 「メートル」ニ在リテハ五年ノ末日、水量 「メートル」ノ檢定ノ有数期限ハ檢定置印 二十五 秤量二千キログラム以下ノ豪祥 一十五ノ二 定量所種ノ掛量ハ左ノ定限 又八上皿桿杯八定量附鍾附上爲シ目其 百グラム 五百グラム ニキログラム 十キログラム 二十五キログラム 百キログラム 三百キログラム 千キログラム 二依ルヘシ 五百グラム 二キログラム 十キログラム 二十キログラム 百キログラム 二百五十キログラム 七百五十キログラム 一千キログラム ノ用途二供スルモノハ此ノ限ニ在ラス ノ秤量ハ左ノ定限二依ルヘシ但シ特殊 水電、メートル」ニハ左ノ事項ヲ表記 スヘシ 上眼桿科 合二於テハ本管二八自働館ヲ附スへ 量「メートル」二副管ヲ散ケ之ニロ極 小ナル水位「メートル」ヲ附シタル場 第五一五號 入口又八出口ヲ表而スル標識又 ハ符號 П 昭和三年九月十二日(水曜日) 五十グラム 百五十キログラ 二百グラム 五キログラム 五十キログラム 五百キログラム 五十キログラム 五百キログラム 千キログラム 五キログラム ーキログラム キログラム 一百キログラム 一十キログラム 第四十七條/三 度量衡法施行令第九條第 第四十六條 定情旧錘府ニシテ和量二千キ 二脚スル制限」二改ム 第三十九條八一 檢定人有效期限ヲ表而ス 第三十七條第四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ 「第五章使用ノ制限」ヲ「第五章使用及修覧 左ノ事項ヲ具シ商工大臣ニ之ヲ申請スへ 割迄ヲ超過シタル實量ノ計量ヲ爲スコト 四ノニー水塩ノ 「メートル」二在リテハ六年ノ末日トス 第一項第二號ノ事項ヲ提更セムトスルト ケタルコトラ證スル書面ラ添附スへシ 四面並水道條例二依り許可又ハ認可ヲ受 前項ノ許可申請書二八修復場及檢查場ノ 修復ノ許可ヲ受ケムトスル水道事樂者ハ 皿桿科ラ使用スル場合ニハ其ノ秤量ノニ ログラム以下ノ党科又へ定量管錘門ノト ル檢定避印ハ左ノ雛形二依ル キハ商工大臣ノ許可ヲ受クヘシ 一項但書」規定二依り水種「メートル」ノ 一瓦斯「メートル」 泉山 表面 一日ノ修設及檢查見込高 修復及檢查二間スル器具、機械及裝 修復場及檢查場ノ位置 水地メー (E) (第三種郵便物寫可) E 910 10.7 外面ノ上部、副管ヲ設 面ノ上部 ケタルモノ二在リテ ハ各「メート (お方ハ月ヲ示ス (散字ノ上方へ年、

-2/5-

第二條 左三禍クル提米信服ノ皮情徴又ハ其附別 官報 第五一五號 第三十九歳ノ二 絵定メ有效照限す 急放スル 新助十六條 (前排) 用ウルコドア将 会二於テ八本今施行接二十年ヲ限リ 仍之ヲ 三勢テハ本合指行根十年ラ預り、其ノ他ノ場 少此班務又八年五二行 問五二編タル車信义 八事妻子行丁者子聖ガノ公事者トスル場合 ノ指数者の今数二体ル度情報の第七表二級 形の依り年月ノ鉄ギフ附記シテルモノトス 機定程印へ 許二條ノ松定四川ノ下ニ左ノ難 直接 大正十三年記月之五動今前百十七時間過過日 (雑形格ス) 昭和三年九月十二日(本曜日) (第三種鄉 經濟場下)

(出典) 官報(昭和3年9月12日付け)(度量衡法施行令改正) https://dl.ndl.go.jp/info<sup>:</sup>ndljp/pid/2956976/1

## 5. 水道メーターの検定有効期間の変遷など

#### 5.1 「横浜水道 100 年の歩み」より

横浜市が全計量制移行を完了した翌昭和3年(1928)年10月に度量衡法施行令が改正され、水道メータも取引証明用計器として法規制を受けることとなった。改正に当たって当時の商工省は検定期間4年を提案したが、都市側では維持管理や経費の面から10年を主張し、最終的に6年と決まり、使用公差については±6%とされた。その後、昭和19(1944)年10月、戦時特別令で検定有効期間は8年に、使用公差も±8%にゆるめられたが、昭和41年には従来の金属製メータについては検定有効期間が6年に短縮され、プラスチック製メータについては8年と定められて今日に至っている。

水道メータの国産化は金門商会によって大正3年に市販されたのが始まりで、その後順次製造会社が増加してきたため、法規制が実施された昭和3年7月の上水協議会で、取付寸法の規格化が定められた。このころのメータに対する考え方は、計量より浪費防止に重点があったので、できる限り安いメータが目標とされていたが、料金算定や水量管理の基礎として計量の重要性が認識されるようになり、精度向上へ種々の改善がなされ今日に至っている。

(出典) 横浜水道百年の歩み (横浜市水道局, 1987.10)

#### 5.2 特定計量器の検定有効期間等に係る見直し結果

平成 9 年 3 月に閣議決定された「規制緩和推進計画」を受けて、計量法における特定計量器の検定有効期間等に係る見直しが、平成 9 年度から平成 13 年度にかけて、計量行政審議会基本部会(平成 12 年度までは基本政策部会)において実施された。

その結果、水道メーターについては、以下のとおりとされた。

◆平成 12 年度(第 4 グループ) 「検定有効期間」・水道メーター 8 年 ⇒ 据置

なお、ガスメーターについては、以下のとおりとされた。

- ◆平成 9 年度(第 1 グループ)[検定有効期間]・ガスメーター 7 年 ⇒ 10 年
- (出典) <a href="http://www.keiryou-keisoku.co.jp/databank/sangyo/2003skatarogu/324-330.pdf">http://www.keiryou-keisoku.co.jp/databank/sangyo/2003skatarogu/324-330.pdf</a>
- (参考) http://www.keirvou-keisoku.co.jp/kiji/honbun/kijibu3.htm

#### (参考情報) 電気メーターの検定有効期間の変遷について

一般的な家庭で使われている電気メーターの検定有効期間は当初は5年であったが、1944(昭和19)年~1946(昭和21)年の間は、戦時特例で検定有効期間が5年から7年に延長された。そして、1955(昭和30)年に5年から7年に延長され、1983(昭和58)年に7年から10年に延長されている。

(出典) くらしと検定(No.14、平成 26 年 11 月)

https://www.jemic.go.jp/wp-content/themes/jemic/kihon/kk14.pdf

#### 配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までE-メールにてご連絡をお願いいたします。〒112-0004 東京都文京区後楽2-3-28 K.I.S飯田橋ビル7F (公財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL: jwrchot@jwrc-net.or. jp

TEL 03-5805-0264 FAX 03-5805-0265

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

#### 水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー(第58号以降)は、下記アドレスでご覧になれます。

バックナンバー一覧 http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-r2.html

#### 水道ホットニュースの引用・転載について

水道ホットニュースの引用・転載等を希望される方は、上記ホットニュース担当までご連絡をお願いいたします。 なお、個別の企業・商品・技術等の広告にはご利用いただけません。